

☆ ***** ☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB 基金（ ） DB 規約（ ） DC （ ）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他 （○）

【タイトル】 第 25 回社会保障審議会年金部会の開催について

☆ ***** ☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

第 217 回通常国会にて成立した「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」(*)について、6 月 30 日開催の第 25 回社会保障審議会年金部会において報告ならびに今後の進捗や議論の在り方に関して、各委員との間で意見交換が行われました。

(厚生労働省 HP URL)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_20250630.html

各委員からの主な意見は以下のとおりです。

(*)法改正の概要は 6 月 24 日のメルマガで配信済ですので、今回は各委員からの主な意見を以下に列記しています。

- ・「被用者保険(厚生年金、健康保険)の適用拡大」のうち、企業規模要件(現行 50 名超)の完全撤廃に「10 年間」を要すること、5 人以上個人事業所で改正法施行時に存在する事業所は適用除外を選択できることは、当部会での議論内容を後退させるものであった。
(一方で、事業主の保険料及び事務負担の増加への配慮も指摘されており、両者の並立は容易でないところ)
- ・遺族厚生年金では、夫と死別した妻(30 歳以上)は無期給付から 5 年間の有期給付へ改正となる。「配慮が必要な方」は(5 年を超えて)65 歳までの給付継続が盛り込まれているが、この認定基準の明確化、周知の強化が望まれる。
また、上記と併せて「死亡分割(*)」も導入するが、請求要件を盛り込んだ点は懸念。周知不足による「請求漏れ」が予想される。
(*)死亡者本人の厚生年金加入実績を基に、(死別した)配偶者の 65 歳

以降の年金額に加算する仕組み

- ・国民年金の保険料拠出期間「(現行 40 年から)45 年」への伸長を、今回改正の候補から早々に除外したのは遺憾であった。
- ・「3号被保険者(会社員世帯の専業主婦)」の在り方についての本格的議論も棚上げされている。被用者保険の適用拡大でいわゆる「106万円の壁」が撤廃され厚生年金第2号被保険者の裾野が広がるにせよ、「3号」の存置は、なお女性の社会進出阻害(就業調整等)、男女格差を助長する要因であり続けている。
- ・「基礎年金の底上げ(報酬比例部分と基礎年金部分のマクロ経済スライドによる調整期間の一致)」については次回財政検証(2029年度)の結果を踏まえて、ということだが、結果を見てから動くというのではなく、この間に広く国民への周知や理解を求める努力が必要。厚生年金による国民年金の救済という誤った伝わり方は最も良くない。追加の国庫負担の財源確保も依然として課題。また、今回の被用者保険適用拡大による効果や、国民年金の「保険料45年拠出」へ向けた検討など、調整期間一致ありきではなく、出来る分析や議論を継続することが肝要。
- ・公的年金への理解を深めるための広宣活動に厚労省が注力していることは分かるが、依然、若い人への訴求が弱い。一方的に彼らに対して啓蒙するだけでなく、彼らの意見に耳を傾ける構えも必要。賦課方式の年金は基本的に「現役世代⇒高齢者等(受給者)」への仕送りという構造があるにせよ、「高齢者間での支え合いは出来ないのか？」という指摘など、一考の余地があるように思う。

*****メール配信サービス(年金NEWS・メルマガ)*****

運営: 日本生命保険相互会社 団体年金部

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202506-170-0120-D